

沼田市地域通貨加盟店スマートフォン等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会のデジタル化が進展する中、市が発行する電子地域通貨の加盟店に対し、加盟店アプリの利用及びIT活用を支援するため、予算の範囲内において交付する沼田市地域通貨加盟店スマートフォン等購入費助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域通貨 沼田市が発行し、電磁的方法により記録されるポイントであって、加盟店において地域通貨利用取引の決済に利用することができるもの
- (2) 加盟店 地域通貨を利用することができる店舗として発行者が登録したもの
- (3) 加盟事業者 加盟店として登録された店舗を有する事業者
- (4) 加盟店アプリ 地域通貨による決済、同決済情報の確認のために加盟店に対して提供し、加盟店が情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェア
- (5) 地域通貨カード版 カード型の地域通貨の発行、利用のために発行者がユーザーに対し発行する、QRコードが掲載されているカード
- (6) 対象端末 本助成金の交付を受ける目的で令和4年4月1日以降に新規購入したスマートフォン又はタブレット型端末

(対象者)

第3条 助成金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において加盟店として登録された店舗を有する加盟事業者
- (2) 市税等を滞納していない者（徴収が猶予されているものは除く。）
- (3) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者
- (4) この助成金が交付決定された時点で加盟店アプリを対象端末にインストールし、地域通貨カード版が利用できる加盟店となることに同意した者

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、スマートフォン

等本体の新規購入費用（消費税を除く。）とし、加盟店1店舗につき最大3台までとする。

（助成金額等）

第5条 助成金の額は、助成対象費用を限度とし、スマートフォン等1台につき2万円を限度とする。

2 助成金の交付は、加盟店1店舗につき1回限りとし、加盟店1店舗あたり5万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、沼田市地域通貨加盟店スマートフォン等購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、次の各号に掲げる書類を添えて、令和4年12月28日までに市長に申請するものとする。

(1) 所有者氏名、購入年月日、購入機種（製造業者名及び品名）、購入数量、購入金額及び販売業者名が明記され、販売業者の印が押された証書の写し又はこれに準ずる書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 本事業により交付する助成金の振込先口座は、前項の交付申請をした加盟店の地域通貨利用代金の精算のために登録した口座とする。ただし、交付申請時に申し出があり、市長が振込先口座の変更を認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、沼田市地域通貨加盟店スマートフォン等購入費助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により交付決定の通知をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（書類の保管）

第9条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金に係る証拠書類を助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があったとき

は、当該助成金を返還させるものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付した助成金にかかる第 1 0 条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。